

管理 No.	F015
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：福祉部障がい福祉課
(自立支援給付係 / 内線:2794)

根拠区分	法律 ・ 条例	
許認可等の名称	指定障害児相談支援事業者の指定	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
	根拠規定条項	第24条の28第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年省令第29号）
	基準規定条項	
	審査基準	指定障害児相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所ごとに行う。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日より概ね30日	
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準（裏面追加）

	基準内容
審査基準等 補足	